

に着いた証なのであろう。

ところで、古墳の埋葬施設としては槨の後に室が発達する。畿内系と九州系の二者があり系譜も性格も大きく異なる。畿内系の石室は中期後葉頃はじまり、後期に発達した。室内には密封型の「閉ざされた棺」である家形石棺が納められている場合が多く、この室内は死者に「閉ざされた室」で、前代の槨的性格を強く持っていた。

一方、中期初頭にはじまる九州系の石室は、密封型の棺をもたず、仕切石・石障・石屋形など屍床を基本とする施設のもの（A類）と、妻入り横口式家形石棺で後に直葬されて棺内が室のように利用されるもの（B類）とがあるが、いずれも室内は死者が自由に浮遊できる「開かれた室」であることに特徴がある。九州に特徴的な装飾古墳の石室である。

ところで、横穴式石室には戦前からイザナギノミコトの黄泉国訪問譚の舞台説がある。特定の空間に出入口のある家（なかに床）があり、すこし離れて石の扉や坂（ヨモツヒラサカ）などある。そしてイザナミノミコトはそこで生きた人のように暮らしており、家の内部には広がりがあるようで、

黄泉神・ヨモツシコメ・千五百黄泉軍などがある。このような舞台装置が整う石室は畿内系にはなく、九州系の石室こそが相応しい。

そこで、「開かれた棺」をもつ「開かれた室」の系譜を求めると、高句麗から中国北朝に源流を求めることができる。中国では槨の終末に槨内で死者が動きだし、秦・前漢に室が出現。そこでは死者は生前同様の生活を送るとされた。その流れは隋唐に及ぶが、その途中のある段階のものが列島に及んでいるものと思われる。

二〇一一年度

史学研究大会・総会の記録

史学研究会の二〇一一年度大会・総会は、一月二日（水）午後一時半から五時半まで、京都大学楽友会館（会議・講演室）において開催された。

総会では、夫馬進理事長による挨拶の後、上原真人氏を司会に選出して、庶務・編集・会計・広報に関する報告・審議がなされた。

庶務（吉井秀夫常務理事）からは、役員交代、今年度の例会実施について報告が

あり、来年度は四月二日（土曜日）に「災害」をテーマとして開催することが案内された。

編集（小山哲常務理事）からは、「史林」の刊行について報告があった。

会計（金澤周作常務理事）からは、二〇一一年度予算の紹介、科研費申請の準備についての報告があった。

広報（高嶋航常務理事）からは、ホームページの英語版の作成状況について報告があった。

これに引き続き、公開講演が行われた。講演は次の二本であった。

藤井 譲治氏

「信長の参内と政権構想」

和田 晴吾氏

「古墳の他界観——横穴式石室の世界を中心に——」

講演者紹介と司会は、それぞれ勝山清次理事と上原真人理事がつとめた。講演内容は本号に掲載されているので参照されたい。本年も盛況で、約一五〇名の参加者を得ることができた。

公開講演ののち、井谷鋼造理事が閉会の辞を述べ、大会を終了した。

史学研究会会則

(文責 吉井秀夫)
(二〇一〇年一月二日改正)

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が集まり、史学・地理学・考古学に関する研究を行うことを目的とする。

第四条 本会の事業は次の通りである。

1. 総会・大会・例会等の会合

2. 会誌『史林』等の発行

第五条 本会に次の役員を置く。

理事長一名、理事一五名以上三五名以内
(内常務理事四名)、監事二名、評議員
四〇名以上六〇名以内、委員若干名

第六条 役員は理事会及び評議員会によって選出され、総会の承認を受けるものとする。理事長は本会を代表し、会務を統括し、会員総会、理事会及び評議員会を招集する。理事は理事会を構成し、会務を処理する。とくに常務理事は、庶務・編集・会計・広報の各事務を担当する。監事は会計経理を監査する。

第七条 委員は理事長より囑託され、編集・庶務の実務を分掌する。

第八条 役員の任期は、委員(任期一年)を除き、二年とする。但し、再任をさまたげない。

第九条 本会は第三条に掲げた目的に賛同する者をもって会員とする。会員は次の2種類とする。

1. 正会員 2. 学生会員

第十条 会員は会誌『史林』の配布を受け、かつこれに投稿し、また総会に参加することができ。

第十一条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができ。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとなる。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時

(2) 会費を三年間納入しない時

第十二条 会員は、所定の会費一年分を前納するものとする。会費の納入を二年分怠った時、雑誌の送付を停止される。さらに一年間会費の納入を行わない場合、会員の資格を喪失する。

第十三条 会員が既に納入した会費は返還

しない。ただし一年分を超えて前納している場合には、一年分を超える部分を返還する。

第十四条 毎年秋季に大会を開き、また適宜例会を開く。会場等はその度にこれを定める。

第十五条 毎年秋季において総会を開き、会務の報告を行ない、承認を受ける。

第十六条 本会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以て支弁する。会費は誌代を以てこれにあてる。

第十七条 本会の会計年度は四月に始まり、翌年三月に終わる。

附則 本会則の変更は、会員総会の決議によるものとする。

但し会務執行に必要な細則及び物価変動に基づく会費金額の変更は理事会がこれを行う。

『史林』投稿規定

◇資格 本会会員であること。

◇投稿受付原稿の種類、長さ

論説 1段組54字×19行の体裁で、三二〇

〇〇字以内